

## 特記仕様書（進入道路、雨水排水路、管理用通路、付替水路、上下水道管共通）

この特記仕様書は、次の業務に適用する。

業務番号 平成30年度 加整委 第8号-7

業務名 加太開発整備事業（2号用地）インフラ整備詳細設計業務

### 1 業務の目的

コスモパーク加太2号用地（別添位置図参照）土地売却に係る進入道路、雨水排水路、管理用通路（売却地内素掘り水路の付け替え、以下「付替水路」というを含む）、上水道管並びに下水道管を整備するための詳細設計を行うことを目的とする。

### 2 業務の場所

和歌山県和歌山市加太地内（別添位置図参照）

### 3 設計項目について

#### ①進入道路詳細設計【県道粉河加太線から売却地入口までの間】

- ・道路予備設計を基に詳細設計を実施します。
- ・今後進出企業が2社以上となった場合には、進入道路部分は開発許可申請を行い和歌山市道への昇格を予定しているため、設計基準については次の技術基準として下さい。

○開発行為と宅地造成に関する工事申請の手引き 第2編 一和歌山市－  
III－開発行為及び宅地造成に伴う技術基準

○道路構造令

○その他技術基準

- ・主要幹線道路（県道粉河加太線）との交差部については、道路管理者並びに公安委員会との交差点協議が必要となります。
- ・売却地の歩道乗り入れ部の位置及び構造については、土地購入者との協議が必要です。
- ・土地購入者が行う開発許可申請の期日の都合により、3月15日までに進入道路の計画高さを決定する必要があります。そのため、詳細設計の範囲は、県道から売却地入口までですが、計画高さは、別途発注の測量結果に基づき、さらに西側に延ばした売却地西端まで（+約200m）設定をお願いします。
- ・土地購入者が委託している設計会社に5月上旬までに設計データを提供する必要があります。
- ・進入道路の側方に設置予定の側溝の集水面積については、原則、道路部分のみとしますが、今後の設計条件如何によっては、見直す可能性もあり得ます。

※原則、売却地など道路以外からの雨水は、別途設計の雨水排水路で処理する  
計画

#### ②雨水排水路詳細設計

- ・まず最初に流域を適正に設定する必要があります。
- その作業に際しては、コスモパーク加太内には複数の調整池があるため、それぞれの流域を把握する必要があります。
- ・設計延長は、概ね売却地入口付近までですが、将来計画を立てる必要があるため、平面縦断計画のみ別途発注の測量結果に基づき、さらに西側に延ばした売却地西端周辺まで（+約200m）お願いします。

### ③管理用通路詳細設計と付替え水路詳細設計

- ・別途実施した平面設計と別途発注の縦横断測量成果とで詳細設計を行います。
- ・設計に際しては、売却地内の外構設計との調整が必要となるため、土地購入者が委託している設計会社との協議が必要です。
- ・付け替え水路の設計に際しては、いくつかの課題が先に実施した設計で浮き彫りとなっていることから、速やかにその解消に向けての検討を行う必要があります。詳細は、別途通知します。

### ④上水道管詳細設計【県道粉河加太線歩道下埋設の本管から売却地入口までの間】

- ・現在のところ、当該施設の所有は和歌山市ではなく和歌山県土地開発公社であります、将来は和歌山市企業局への移管を予定しているため、技術基準については、和歌山市企業局の定めに従ってください。
- ・設計条件は、別途実施中の専用水道施設改修設計業務と整合等を図る必要があります。
- ・売却地入口部分の構造等は、土地購入者が委託している設計会社との協議が必要です。
- ・最終の管径については、別途実施した下水道全体計画等に基づき決定願います。
- ・県道粉河加太線歩道下に埋設の本管との接続設計に際して試掘を必要とする場合には、早めに相談願います。
- ・土地購入者が委託している設計会社に5月上旬までに設計データを提供する必要があります。

### ⑤下水道管詳細設計【県道粉河加太線歩道下埋設の本管から売却地入口までの間】

- ・今後進出企業が2社以上となった場合には、開発許可申請を行い和歌山市への移管を予定しているため、設計基準については、次の技術基準として下さい。  
○開発行為と宅地造成に関する工事申請の手引き 第2編 一和歌山市一  
III-開発行為及び宅地造成に伴う技術基準  
○その他技術基準
- ・売却地入口部分の構造等は、土地購入者が委託している設計会社との協議が必要です。
- ・最終の管径については、別途実施した下水道全体計画等に基づき決定願います。
- ・県道粉河加太線歩道下に埋設の本管との接続設計に際して試掘を必要とする場合には、早めに相談願います。
- ・土地購入者が委託している設計会社に5月上旬までに設計データを提供する必要があります。

## 4 設計内容についての補足

### ・打合せ回数について

着手時、中間8回、成果物納入時の計10回を計上しています。

また、関係機関との協議を1回計上しています。

この回数は、業務全般を対象としていて、土地購入者が委託している設計会社との打合せも含んでいます。

## 5 留意事項

- ・土地購入者の方では、開発許可申請を4月中旬頃にまた建築確認申請を5月中旬頃に予定しているため、必要な図面をそれぞれの段階で提供する必要があります。なお、左記期日については、今後の進捗状況によっては、前後する可能性があります。土地購入者が委託している設計会社と綿密な工程調整が必要となります。